

平成30年2月7日
自動車局貨物課

**「トラック運送業の働き方改革推進事業」
(テールゲートリフターの導入に対する補助事業)を実施します！！**
～ 荷役時間の削減に向けて ～

平成29年度第1次補正予算に係る「トラック運送業の働き方改革推進事業(テールゲートリフターの導入に対する補助事業)」を2月中旬頃から開始します。

1. 事業内容

テールゲートリフター(トラック車両の後部に装着して使用するエレベータ(昇降機)の一種)を導入した事業者に対し、当該導入費用の一部を補助します。

当該機器を活用した荷役作業の効率化(荷役時間の短縮・荷役負担の軽減)を促進することによって、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

(※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会)

【補助対象機器】：トラック運送事業者が平成29年12月22日～平成30年3月31日に導入した機器

【補助額】：○後部格納式・床下格納式：1台あたり20万円
○アーム式・垂直式：1台あたり10万円



(テールゲートリフター)

2. 申請受付期間(予定)

平成30年2月中旬～平成30年3月上旬

※補助金申請額が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。(<http://www.jta.or.jp/>)

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 荏原、小田
代表：03-5253-8111(内線41322)
直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637